

★1月のお知らせ★

事業主の
みなさまへ

トキワビジネス協同組合 平成31年 新春懇話会

＊日時 平成31年1月22日（火） 午後3時00分 開会

＊場所 埼玉グランドホテル深谷 深谷市西島町1-1-13

＊日程 I 講演① 寺山税理士事務所 所長 税理士 寺山智久
講演② プロマジシャン 荒巻知輝氏
ステージマジックショー

II 懇親会



平成30年12月1日発効 産業別最低賃金のお知らせ

産業別の最低賃金が発効されたのでお知らせします。

チェックを忘れずに！また、埼玉県最低賃金は**898円**です（平成30年10月1日発効）

産業別最低賃金	現行	改正
非鉄金属製造業	884	924
電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	889	930
輸送用機械器具製造業	898	939
光学機械器具・レンズ、時計・同部分品製造業	897	938
各種商品小売業（衣・食・住にわたる各種の商品を一括して一事業所で小売する事業）	849	898
自動車小売業（二輪自動車小売業（原動機付自転車含む）を除く）	897	936

※埼玉県各種商品小売業最低賃金は変更なしですが、最低賃金898円が実質的に適用されます！

本年4月1日より「働き方改革関連法」が施行～年次有給休暇消化義務について～

企業は、2019年4月1日より年10日以上の有給休暇を与えられた全ての労働者に、時季を指定して**毎年5日以上**の有給休暇を取得させなければなりません。



★平成31年1月の営業土曜日は以下のとおりです。



5日(土)	営業(税務)
12日(土)	休
19日(土)	休
26日(土)	休

★ご質問、ご相談等はこちらまで・・・
トキワビジネス協同組合
埼玉社会保険労務事務所
寺山社会保険労務士事務所



TEL : 048 - 571 - 2231

FAX : 048 - 570 - 1929

URL : <http://www.tokiwa-business.com/wp4app/>

年末年始の休業日 平成30年12月29日(土)～平成31年1月3日(木)